第二号様式を次のように改める。

（表　面）

第二号様式（日本工業規格Ａ列５）

税理士試験受験願書

平成　　年　　月　　日

国税審議会会長　殿

郵便番号

住　所

(フリガナ)

氏　名

連絡先電話番号（　　）　　－

第　　回税理士試験を税理士試験受験申込書に記載のとおり受けたいので申し込みます。

添付書類

1　税理士試験受験申込書

2　受験票及び写真票

3　受験資格を有することを証する書面

4　税理士法第７条第２項又は第３項の規定により研究の認定を申請する場合には、税理士法施行規則第２条の４第３項に規定する研究認定申請書

5　税理士法第８条の規定により試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請する場合には、その資格を有することを証する書面

収入印紙貼り付け欄
（消印してはならない。）

収入印紙　　収入印紙

収入印紙　　収入印紙

（ここに貼りきれない場合は、裏面に貼ること。）

受験科目数　　科目

受験手数料　　円

※　受験科目数欄及び受験手数料欄を記入し、収入印紙の額と必ず照合すること。

1　科　目	4,000円
2　科　目	5,500円
3　科　目	7,000円
4　科　目	8,500円
5　科　目	10,000円

（注）裏面の注意事項を参照のこと。

（裏　面）

注意事項

1　受験手数料を納付するため、表面に受験科目数に応じた額の収入印紙を貼ること。不備願書は受理されません。

（表面の「収入印紙貼り付け欄」に貼りきれない場合は、下の余白に貼ること。）

（参考）受験手数料一覧表

受験科目数	受験手数料
1　科　目	4,000円
2　科　目	5,500円
3　科　目	7,000円
4　科　目	8,500円
5　科　目	10,000円

2　添付すべき写真は、上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）のものとすること。

3　願書及び添付書類は、受験地を管轄する国税局長を経由して提出すること。

4　郵送の場合は、書留、簡易書留又は特定記録郵便によること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（登録の申請に関する経過措置）

2　改正後の税理士法施行規則第十一条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する同項に規定する登録申請書（以下この項において「登録申請書」という。）について適用し、同日前に提出した登録申請書については、なお従前の例による。